

# 市民農園資金利子補給要綱

令和6年5月20日 改正

## 第1 目的

この要綱は、農業者が市民農園を整備するのに必要な資金を低利かつ円滑に融通することによって都市と農村の交流に資することを目的とする。

## 第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

### 1 農業者等

次に掲げるものをいう。

- ア 農業に従事し、又は従事しようとする者
- イ 農業に従事し、又は従事しようとする者が組織する団体

### 2 融資機関

次に掲げる者をいう。

- ア 農業協同組合、兵庫県信用農業協同組合連合会
- イ 農林中央金庫
- ウ 銀行
- エ 株式会社商工組合中央金庫
- オ 信用金庫及び信用金庫連合会
- カ 信用協同組合及び信用協同組合連合会

### 3 市民農園資金

市民農園の整備のために融資機関が農業者等に対して融通される資金をいう。

## 第3 利子補給

- 1 県は、予算の範囲内において、融資機関との契約により、当該融資機関が農業者等に貸し付けた市民農園資金につき、当該融資機関に対して利子補給金を交付するものとする。
- 2 前項の契約は、利子補給契約書によって行うものとする。

## 第4 利子補給の率等

第3に規定する利子補給の率は年1.25%、基準金利は年1.95%、貸付金利は年0.70%とする。

## 第5 利子補給金の額等

利子補給金は、毎年1月から6月まで及び7月から12月までの各期間（以下これらを「計算期間」という。）分ごとに交付するものとし、その額は、融資機関が融資している市民農園資金の算出した計算期間中に係る融資平均残高（計算期間中の毎日の最高融資残高（延滞金を除く。）の総和を365で除して得た金額をいう。）に対する利子補給の金額の合計額とする。

## 第6 利子補給金の請求

融資機関は、利子補給金の交付を受けようとするときは、市民農園資金利子補給金交付請求書（別記様式）正副2通に利子補給金計算明細書を添えて、これを知事に提出しなければならない。

## 第7 利子補給金の支払

知事は、第6の規定による利子補給金の交付の請求があった場合において、適当であると認めるときは、当該請求を受けた日から30日以内にこれを交付するものとする。

## 第8 利子補給金の打切り又は返還

知事は、融資機関が次の各号のいずれかに該当するときは、融資機関に対して、利子補給金の交付を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部を返還させることがある。

- 1 融資機関が、この要綱の規定に違反したとき。
- 2 融資機関が、第3の契約の条項に違反したとき。
- 3 融資機関から県の利子補給に係る市民農園資金の融資を受けた農業者等が、当該資金をその目以外の目的に使用したとき。

## 第9 報告又は調査

知事は、利子補給に係る事務を適正に執行するため、必要があると認めるときは、融資機関に対して必要な報告を求め、又は当該職員に帳簿、書類等を調査させることがある。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年5月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、施行の日以後に知事の承諾を得て貸し付けられる市民農園資金について適用し、同日前に貸し付けられた市民農園資金については、なお従前の例による。

別記様式（第6関係）

令和 年 月 日

市民農園資金利子補給金交付請求書

兵庫県知事 様

所在地  
融資機関名  
代表者氏名  
電話番号（ ） ー 番

市民農園資金利子補給要綱第6の規定に基づき下記のとおり利子補給金を交付願いたく関係書類を添えて請求します。

記

利子補給金交付請求額 金 \_\_\_\_\_円